

議案第 号

志木市の公の施設の利用に関する協議について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、志木市の公の施設を富士見市の住民の利用に供するため、次のとおり協議することについて議決を求める。

1 公の施設の名称

志木市公共下水道

2 公の施設の所在

志木市上宗岡3丁目

3 利用の区域

富士見市大字下南畑、大字南畑新田及び大字水子に位置する新河岸第16-1-

1 処理分区

4 経費の負担

利用の区域の面積及び人口に応じて双方が負担する。

5 利用の方法

富士見市公共下水道の汚水を志木市公共下水道に流入させる。

平成30年 月 日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

志木市の公共下水道を富士見市の住民の利用に供することについて協議したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により、この案を提出します。

協 定 書 (案)

志木市（以下「甲」という。）と富士見市（以下「乙」という。）とは、富士見市公共下水道の汚水を志木市公共下水道に流入させることについて、次のとおり協定を締結する。

（処理区域）

第1条 乙が甲の公共下水道に汚水を流入させる区域（以下「処理区域」という。）は、富士見市大字下南畑、大字南畑新田及び大字水子に位置する新河岸第16-1-1処理分区（別図1）とする。

2 処理区域の面積及び計画処理人口は、次のとおりとする。

（1）処理区域の面積 43.4ヘクタール

（2）計画処理人口 340人

（施設及び接続の位置）

第2条 甲が処理区域の汚水の流入を受け入れる志木市公共下水道施設（以下「甲の施設」という。）は、志木市上宗岡3丁目に位置する新河岸第16-1-2処理分区の施設（別図2）とする。

2 処理区域の汚水を流入するために甲の施設に乙が施設を接続する位置は、甲が指定する施設（別図2）とする。

（施設の管理区分）

第3条 甲の施設の維持管理は、甲が行うものとする。

2 前条第2項により乙が設置した施設は、乙の財産として乙が維持管理を行うものとする。

（費用負担）

第4条 乙は、甲の施設の建設に要した費用並びに改築及び維持管理に要する費用を、負担割合算出表（別表1）に基づき負担する。

2 汚水処理に係る荒川右岸流域下水道維持管理負担金は、それぞれが負担するものとする。

（負担金の支払）

第5条 乙は、前条第1項に基づき乙が負担すべき費用を、甲の請求により、速やかに支払うものとする。

2 甲の施設の建設に要した費用は、建設負担金算出表（別表2）のとおりと

し、平成29年度以前に支出した費用の精算は、平成30年9月30日までに行い、平成30年度以後に支出する費用の精算は、翌年9月30日までに行うこととする。

3 甲は、改築及び維持管理に要した費用の精算を、事業実施の翌年9月30日までに行うこととする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の変更の必要若しくは疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

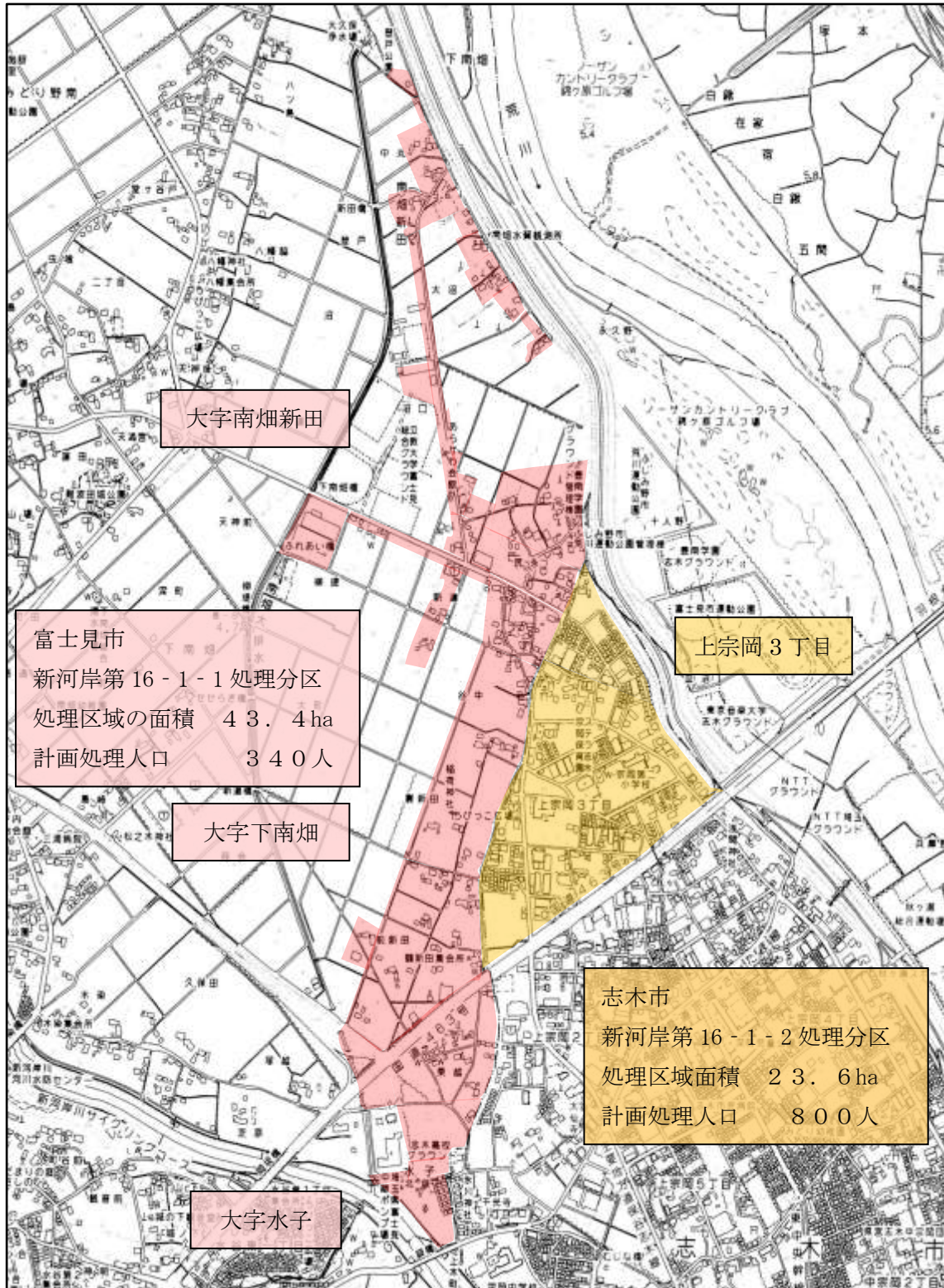
上記のとおり、協定の成立の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

志木市中宗岡1丁目17番10号
甲 志木市
志木市長 香川武文

富士見市大字鶴馬1800番地の1
乙 富士見市
富士見市長 星野光弘

別図 1 (第 1 条関係)



別図 2 (第 2 条関係)



別表1(第4条関係)

負担割合算出表

建設及び改築

| 区分 | 志木市 | | 富士見市 | | 計 | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 面積(A) | 23.6ha | 35.22% | 43.4ha | 64.78% | 67.0ha | 100.00% |
| 人口(B) | 800人 | 70.18% | 340人 | 29.82% | 1140人 | 100.00% |
| (A+B)/2 | — | 52.70% | — | 47.30% | — | 100.00% |

維持管理

| 区分 | 志木市 | | 富士見市 | | 計 | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 面積(A) | 23.6ha | 40.69% | 34.4ha | 59.31% | 58.0ha | 100.00% |
| 人口(B) | 830人 | 75.45% | 270人 | 24.55% | 1100人 | 100.00% |
| (A+B)/2 | — | 58.07% | — | 41.93% | — | 100.00% |

別表2(第5条関係)

建設負担金算出表

単位:円

| 年度 | 志木市単独費 | 起債償還 | | 精算金 対象額 年度計 | 志木市 52.70% | | | | 富士見市 47.30% | | | |
|------------------|------------|------------|------------|-------------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|
| | | 元金 | 利息 | | 志木市単独費 | 起債元金 | 起債利息 | 精算金 | 志木市単独費 | 起債元金 | 起債利息 | 精算金 |
| 平成3年度～ 平成29年度 | 80,697,070 | 34,443,383 | 48,324,348 | 163,464,801 | 42,527,356 | 18,151,663 | 25,466,931 | 86,145,950 | 38,169,714 | 16,291,720 | 22,857,417 | 77,318,851 |
| 平成30年度 | | 2,831,965 | 528,665 | 3,360,630 | 0 | 1,492,446 | 278,606 | 1,771,052 | 0 | 1,339,519 | 250,059 | 1,589,578 |
| 平成31年度 | | 2,990,775 | 369,855 | 3,360,630 | 0 | 1,576,138 | 194,914 | 1,771,052 | 0 | 1,414,637 | 174,941 | 1,589,578 |
| 平成32年度 | | 2,168,801 | 215,802 | 2,384,603 | 0 | 1,142,958 | 113,728 | 1,256,686 | 0 | 1,025,843 | 102,074 | 1,127,917 |
| 平成33年度 | | 2,289,724 | 94,878 | 2,384,602 | 0 | 1,206,685 | 50,001 | 1,256,686 | 0 | 1,083,039 | 44,877 | 1,127,916 |
| 合計 | 80,697,070 | 44,724,648 | 49,533,548 | 174,955,266 | 42,527,356 | 23,569,890 | 26,104,180 | 92,201,426 | 38,169,714 | 21,154,758 | 23,429,368 | 82,753,840 |